税 務 課 だ ょ h

お知らせ 縦覧について 固定資産課税台帳 **(D)**

地 ができます。 正であることを確認すること 他の土地・家屋と比較 納 家屋の評価額を、 税者 の方が、 自 Ĺ 己の土 町 万内の 適

縦覧期間

く8時30分~17時15分) (月) まで 4 月 1 主 日(金)~5月2日 H 祝日を除

縦覧できる人

※土地・家屋を持っていても 理権を有する代理人 固定資産税が課税されてい ません。 ない方は、 納税者、 納税管理人及び代 縦覧資格があり

縦覧場所

税務 課 各総合支所住民福

家屋: 所在、 地積、

祉課

記載事項

土地:所在、 価格 類、 構造、 地番、 価格 家屋番号、 床面積、 地 目 種

借地

借家人等の賃借権等

縦覧手数料 無

縦覧に必要なもの

印又は、 合は、 証・ 要です。 きるもの。 は、 印鑑 これらの書類がない場合 保険証など本人を確認で 税 この 通 代表者印) 知書又は課 (法人の場合は会社 なお、 ほかに委任状が必 代理人の場 運転免許

固定資産課税台帳

お知らせ

確認できる制度です。 る自己の固定資産について、 脱台帳に記載された事 納税通知書発送時に同封 固定資産課税 い証明の ご自分 項を す

の

税義務者ご自身が所有す

帳に記載された事項の 認できますが、 の資産に対する課税内容を確 る課税明細書により、 確認することができます。 交付を受けることによっても 台帳の閲覧や固定資産課税台 この閲覧制度については、

> す 0) 家屋及びその敷地である土地 17 17 て、 てはその賃借権等を有する 交付を受けることができま ついてのみ、 賃借権等を有する土地につ 借家人等である方につ 閲覧又は証明

閲覧期間

8時30分~17時15分) 随時 主 H 祝日を除く

閲覧できる人

び代理権を有する代理人、 地人・借家人等 納税義務者、 納税管理人及 借

閲覧場所

祉課 税務課、 各総合支所住民福

記載事項

土 地:所有者の住所、 所在、 地 積、 価格等 地番、 地 、氏名、 目

家屋: 類、 所有者の住所、氏名、 在、 構造、 家屋番号、 床面積、 種

閲覧手数料 価格等

無料です) 務者につい 有料300円 ては縦覧期間 (ただし、 納税義 中は

閲覧に必要なもの

納 税通知書又は 課 税 眀 細

地人等である方についてはそ を有する方も対象ですが、

> す。 0 書。 このほ は、 証 など本 なお、 印鑑、 これらの書類がない場合 か 12 人を確認 代理人の場合は、 運転免許証、 委任状が必要で できるも 保険

※借: は、 地 人 別途賃貸借契約書・ 借家人等につい 領 7

生活保護法の規定に ている方の減免申請 よる生活扶助を受け について

お知らせ

課に提出してください。 税務課、 22日(金)までに減免申請書を 減免申請をされる方は、 生活扶助を受けている方で 各総合支所住民福祉 4 月

税

本 Jij 総合支所 住

86

9

2

2

書等の書類が必要です。

務課

良福祉 課

問い 合わせ

総務課

身 集

進事業」を募集します いの町地域づくり

事集期間 の地域資源を生かし、独創的、 の地域資源を生かし、独創的、 個性的な地域づくりを推進する 体に予算の範囲内で補助金を交 体に予算の範囲内で補助金を交 体に予算の範囲内で補助金を交

||体となって運営されている団体|| 町民又は町内に居住する者が主補助対象団体 4月1日(金)~4月28日(木)

りに結びつく次に掲げる事業 団体が自主的に行い、地域づく **補助対象事業**

が特に必要と認めた事業 ※国、県の補助対象事業、施設整 無等のハード事業及び視察・大 会等への参加を主たる目的とし た事業の実施に要する経費 事業の構成員に対する人件費、 謝金及び飲食に係る経費は対象 をなりません。

業の内容を選考委員会で審査が必要です。提出された申請事が必要です。提出された申請事補助金の交付を受けようとする事業承認申請 承認事業を決定します

申請から決定までの流れ~

団体等の申請

総務課受付

選考委員会

承認事業の決定

申請団体代表者への通知